

指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書

2025年10月1日現在

訪問看護サービスを提供させていただくにあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が契約上の説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	合同会社ノア
代表者	代表社員 葛原 幸恵
設立年月日	令和7年5月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	ノア訪問看護ステーション
事業所の所在地	和歌山県岩出市中島 993 バルビゾン・I C215号室
連絡先	(電話) 0736-79-3780 (FAX) 0736-79-3781
指定年月日・事業所番号	令和7年10月1日指定 3061890160
管理者指名	葛原 幸恵
サービス提供実施地域	岩出市・和歌山市・紀の川市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

*緊急時訪問看護加算の契約利用者に対しては24時間体制でご相談及び臨時訪問を行います。

5. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名 常勤兼務（看護師）
- (2) 看護職員 保健師・看護師（内1名以上を常勤職員とします）は常勤換算方法で2.5以上
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語療法士は必要に応じて配置

6. 訪問看護サービス内容

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- (1) 病状の観察、心身の観察とケア
- (2) 日常生活の援助と指導（食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・褥瘡予防及び処置等）
- (3) 医師の指示による医療処置（医療器具の管理や点滴等）
- (4) リハビリテーション
- (5) 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ等）
- (6) 介護者、家族の健康・療養・介護についての相談
- (7) 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供
- (8) ターミナルケア（終末期のケア）

7. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治・営利活動、その他の迷惑行為

8. サービス利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険・医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、ご契約者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、請求いたしません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用料 10割負担分の 50%の額
利用予定日の当日	利用料 10割負担分の 100%の額

(2) 支払い方法

毎月、10日前後に前月分の請求書をお渡しいたしますので下記の方法でお支払ください。

- ・指定口座からの引き落とし
- ・指定口座への振り込み
- ・現金での支払い

ご利用いただいた訪問看護について明細書を発行いたします。

9. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日まえにはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当時業者が行います。実際の提供は、利用者的心身の状況や意向に充分に配慮を行います。

(6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中止や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 菅原 幸恵
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
-------------	---

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	
	【主治医】	医療機関名

電話番号

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は損害賠償保険に加入しています。

14. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービス利用状況等の把握に努めるものとします。

16. 居宅介護支援事業所等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所、地域法各支援センター及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

17. サービス提供の記録

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

18. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。 (下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は訪問した職員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフと共に検討を行い、対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)
- ・記録を保管し再発防止に役立てる。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 事業者の担当部署・窓口の名称	ノア訪問看護ステーション 担当者 萩原 幸恵 電話番号 0736-79-3780 FAX番号 0736-79-3781 受付時間 8:30~17:30
和歌山国民健康保険団体連合会	電話 073-427-4665 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【市町村（保険者）の窓口】	岩出市保健介護課 和歌山県岩出市西野 209 番地 電話 0736-62-2141 受付時間 8:45~17:30(土日祝は休み)
	和歌山市介護保険課 和歌山市七番丁 23 番 電話 073-435-1190 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)

	紀の川市高齢介護課 紀の川市西大井 338 電話 0736-77-2511 受付時間 8：45～17：30(土日祝は休み)
--	--

年　　月　　日

指定（介護予防）訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	和歌山県紀の川市東国分 738 番地 20
	事業者名	合同会社ノア
	代表者名	代表社員 菅原幸恵 印
事業所	所在地	和歌山県岩出市中島 993 バルビゾン・I C215 号室
	事業所名	ノア訪問看護ステーション
	説明者名	印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）		
住所		
本人との続柄		
氏名		印

利用料金表・加算同意書

介護保険

(1～3割負担) 2025/10/1 現在

		算定項目	内容・時間等	単位数		
基本	1	訪問看護費	訪看 I 1	20 分未満	314 単位	
	2		予防訪看 I 1		303 単位	
	3		訪看 I 2	30 分未満	471 単位	
	4		予防訪看 I 2		451 単位	
	5		訪看 I 3	30 分～1 時間未満	823 単位	
	6		予防訪看 I 3		794 単位	
	7		訪看 I 4	1 時間～1 時間 30 分未満	1128 単位	
	8		予防訪看 I 4		1090 単位	
	9		訪看 I 5	20 分 (6 回/週迄)	294 単位	
	10		予防訪看 I 5		284 単位	
			開始月から 12 月を超えて利用する場合	-5 単位		
加算	11	サービス提供体制強化加算 (I) 1回につき			6 単位	
	12	初回加算	I	退院日当日訪問	350 単位	
			II	退院日翌日訪問	300 単位	
	13	緊急時訪問看護加算	I	月額	600 単位	
		緊急時訪問看護加算	II	月額	574 単位	
	14	退院時共同指導加算		1回につき	600 単位	
		特別管理加算 I		月額	500 単位	
	15	悪性腫瘍患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテル (バルーン、胃ろう、持続点滴含む)				
	16	特別管理加算 II		月額	250 単位	
		自己腹膜還流・血液透析・在宅酸素・中心静脈栄養・成分栄養 (経管栄養) ・自己導尿 持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症・人口肛門・人口膀胱・褥瘡・週 3 日以上の点滴				
	17	ターミナルケア加算		死亡月	2500 単位	
	18	長時間訪問看護加算		1 時間 30 分超	300 単位	
	19	複数名訪問加算 I	看護師 2 名	30 分未満	+254 単位	
				30 分以上	+402 単位	
	20	複数名訪問加算 II	看護師とその他職員	30 分未満	+201 単位	
				30 分以上	+317 単位	
	21	夜間・早朝加算		18 時～22 時/6 時～8 時	25% 加算	
	22	深夜加算		22 時～6 時	50% 加算	
	23	中山間居住者訪問看護加算			5% 加算	
	24	看護体制強化加算 I		月額	550 単位	
	25	看護体制強化加算 II		月額	200 単位	
	26	口腔連携強化加算		1回につき	50 単位	
	27	看護・介護職員連携強化加算		1回につき	250 単位	

*訪問看護費の額は、介護保険法に基づいた単位数に、10.00 円の単価を乗じた額となっております。

<准看護師が行う訪問看護>

基本	1	訪問看護費	訪看 I 1	20 分未満	283 単位
	2		予防訪看 I 1		273 単位
	3		訪看 I 2	30 分未満	424 単位
	4		予防訪看 I 2		406 単位
	5		訪看 I 3	30 分～1 時間未満	741 単位
	6		予防訪看 I 3		715 単位
	7		訪看 I 4	1 時間～1 時間 30 分未満	1015 単位
	8		予防訪看 I 4		981 単位

保険適応外

(自費負担)

	算定項目	条件・内容等	報酬単価
1	交通費	サービス提供地域外	500 円/1 訪問
2	エンゼルケア・エンゼルメイク		15,000 円

医療保険

公費負担あり・なし (1~3割負担)

2025/10/1 現在

【基本部分】
訪問看護基本療養費 I

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週 3 日まで (看護師・理学療法士)	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週 4 日目以降(看護師)	1 日につき	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
週 4 日目以降(理学療法士)	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週 3 日まで (准看護師)	1 日につき	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
週 4 日目以降(准看護師)	1 日につき	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
専門研修を受けた看護師 (※) の場合	1月につき	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費 II

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合 (週 3 日目まで)	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師の場合 (週 3 日目まで)	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師の場合 (週 4 日目以降)	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	理学療法士等の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師の場合 (週 3 日目まで)	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	准看護師の場合 (週 4 日目以降)	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	理学療法士等の場合 (週 3 日目まで)	2,780 円	278 円	556 円	834 円
専門研修を受けた看護師 (※) との同行訪問	1月につき	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円

※同一日に同一建物で利用者様 3 名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

訪問看護基本療養費 III

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

基本療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負	2割負担	3割負担

			担					
難病等複数回訪問 加算	1日2回／訪問者2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円		
	1日2回／訪問者3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円		
	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円		
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円		
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円		
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円		
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円		
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円		
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円		
夜間早朝訪問看護加算(6~8時/18~22時)			2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算(22時~6時)			4,200円	420円	840円	1,260円		
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円		
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円		
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円		
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円		
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円		
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円		
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円		
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
		同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円		

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療	月の初日の訪問の場合	8,700円	870円	1,740円	2,610円

養費 3	1月につき				
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 1	月の 2 日目以降の場合 1月につき	3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護管理療養費 2	月の 2 日目以降の場合 1月につき	2,500 円	250 円	500 円	750 円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カシファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000	800 円	1,600	2,400
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150 円	300 円	450 円